

令和2年4月1日発行
(令和2年5月29日改定)



ERATO

戦略的創造研究推進事業

ERATO 協働／委託／特別重点期間

令和2年度委託研究事務処理説明書

＝ 補 完 版 ＝

国立研究開発法人科学技術振興機構

研究プロジェクト推進部

大学等／企業等

目次

A. 用語の解説	4
I. ERATOにおける用語の説明	5
1. 総括実施型研究（ERATO）における用語の解説	5
B. 事業概要の説明	8
I. 「ERATO」について	9
1. 総括実施型研究（ERATO）の概要	9
2. 総括実施型研究（ERATO）の運営体制	10
3. ERATOの協定書及び契約書	11
(1) 協定書	11
(2) 協働研究契約書	11
(3) 委託研究契約	11
4. ERATO本期間終了後の扱いについて	11
(1) 特別重点期間※	11
(2) 追加支援期間※	12
5. ERATO 研究員等の他業務への従事に関する運用	13
(1) プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の実施	13
(2) ERATO 人件費特例適用	14
C. 事務処理説明書 共通版との違い	15
I. 事務処理説明書 共通版との違い	17
1. 総括実施型研究（ERATO）における用語の解説	17
2. 予算費目について	17
(1) 委託研究費の予算費目	17
(2) 費目間流用について	18
(3) 「物品費」の計上について	18
(4) 「人件費・謝金」の計上について	19
(5) 収支簿の作成について	21
(6) 知的財産権の出願・維持費用	21
II. その他、追加事項	21
1. 「協働実施経費」のその他の具体的な事例について	21
(1) 研究推進要員の人件費	21
(2) アウトリーチ活動に係る経費	22
(3) HQ、サブHQ 運営管理費	22

令和2年度委託研究事務処理説明書 補完版（以下、本補完版という）について

●ERATO協働の具体的な事務処理について

ERATOにおける協働研究契約の具体的な事務処理については、原則として、戦略的創造研究推進事業の委託研究契約に係る書類（事務処理説明書・様式等）を使用させていただきますが、一部取扱が異なるため、本補完版において、ERATOの概要、プロジェクトの運営体制、ERATO協働研究固有の取扱い等について補足します。

●ERATO委託の具体的な事務処理について

ERATOにおける委託研究契約の具体的な事務処理については、原則として、戦略的創造研究推進事業の委託研究契約に係る書類（事務処理説明書・様式等）を使用させていただきますが、一部取扱が異なるため、本補完版において、ERATOの概要、プロジェクトの運営体制、ERATO委託研究固有の取扱い等について補足します。

●特別重点期間の具体的な事務処理について

原則として、戦略的創造研究推進事業の委託研究契約に係る書類（事務処理説明書・様式等）を使用させていただきますが、一部取扱が異なるため、本補完版において、特別重点期間の概要、特別重点期間固有の取扱い等について補足します。

●戦略的創造研究推進事業 委託研究契約にかかる書類

以下に掲載しております。報告書等の作成等に当たっては、必ず下記URLからダウンロードの上、所定の電子ファイルをご使用ください。

○戦略的創造研究推進事業 委託研究契約にかかる書類

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

○ 委託研究契約 FAQ

（大学等）

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2020/2020a301faq.xlsx>

（企業等）

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2020/2020c301faq.xlsx>

○令和2年度 委託・協働研究契約に係る追加資料等

<https://www.jst.go.jp/contract/kisoken/2020/erato.html>

A. 用語の解説

ここでは、ERATOにおける用語の解説を掲載します

I. ERATOにおける用語の説明

1. 総括実施型研究（ERATO）における用語の解説

用語	説明
研究総括	選考によって選ばれるプロジェクトの総責任者であって、研究業務、プロジェクト研究推進業務及び管理業務を統括することを責務とする者
副研究総括	研究総括とともに、研究業務、プロジェクト研究推進業務及び管理業務を協働して統括することを責務とする者
プロジェクトについて	
主たる実施場所	研究総括、副研究総括が所属する研究機関に独立した研究実施拠点を開設し、研究人材や研究設備を集めて集中的に研究を推進する
協働実施方式	プロジェクト実施に際し、研究機関は研究業務・プロジェクト研究推進業務・研究環境整備及び経理事務等の管理業務を担当し、JSTはプロジェクト研究推進業務を研究機関と協力して担当する。これを協働実施方式と呼称
研究業務	本研究のうち、研究機関の施設内で研究機関が実施する研究（例：研究者等が行う研究開発、実験・データの取りまとめ、研究成果の発表等）
プロジェクト研究推進業務	本研究のうち、研究計画及び予算計画の企画立案、成果展開の企画推進、アウトリーチ活動等の開催支援、プロジェクトの研究成果の情報収集・発信、知的財産管理、外部発表管理、研究付帯業務、評価会や報告会、JST及び研究機関内との連絡調整、JSTの発注業務への対応、研究員等の相談対応等の総称
管理業務	本研究のうち、研究機関において実施する、プロジェクトの運営に係る、経理事務、人事、安全・衛生、施設管理・保守等の業務を総称
企画推進業務	研究業務・プロジェクト研究推進業務・管理業務の総称
プロジェクト・ヘッドクォーター（HQ）	プロジェクト研究推進業務の遂行において研究総括及び副研究総括を補佐する、研究総括の所属機関に設置されたプロジェクトの中心的な組織 ※場所を特定せず機能のみ定義する用語。ただし機能の性質から、通常、研究総括が所属する研究機関内の、研究を実施する区画や研究参加者の居室等に近接して設置することを想定
プロジェクト・サブヘッドクォーター（サブHQ）	プロジェクト研究推進業務の遂行において研究総括、副研究総括及びプロジェクト・ヘッドクォーターを補佐する、研究総括の所属機関以外に設置されたプロジェクトの組織
委託研究の実施	原則、研究総括、副研究総括が所属する研究機関以外の研究機関において、委託研究を実施する
プロジェクトの構	研究実施場所が複数の研究機関に渡って存在する場合、それら研究機関の

成	全てによって「プロジェクト」が構成される
HQ、サブHQの人員 (研究機関の研究推進業務担当者とJSTのプロジェクト担当者によって編成)	
研究総括補佐	企画推進業務において、研究総括及び副研究総括を補佐する人員。通常、研究員もしくは研究推進主任による兼務を想定。
研究推進要員	HQ、サブHQのプロジェクト研究推進業務に従事する人員。「研究推進主任」及び「研究推進員」の総称。協働実施経費によって雇用される研究機関の職員。 ※研究推進主任は研究総括の所属機関のみに所属することが可能。
JSTプロジェクト担当者	研究機関と協力してプロジェクト研究推進業務を行い、プロジェクトの円滑な運営体制を支援するJST職員。
研究費	研究契約の契約書においては、ERATO協働研究は「研究経費」、委託研究および特別重点期間は「委託研究費」と記載していますが、本補完版においては意味が同じであるため「研究費」と記載します。

B. 事業概要の説明

ここでは、事業概要にかかわる内容を掲載します

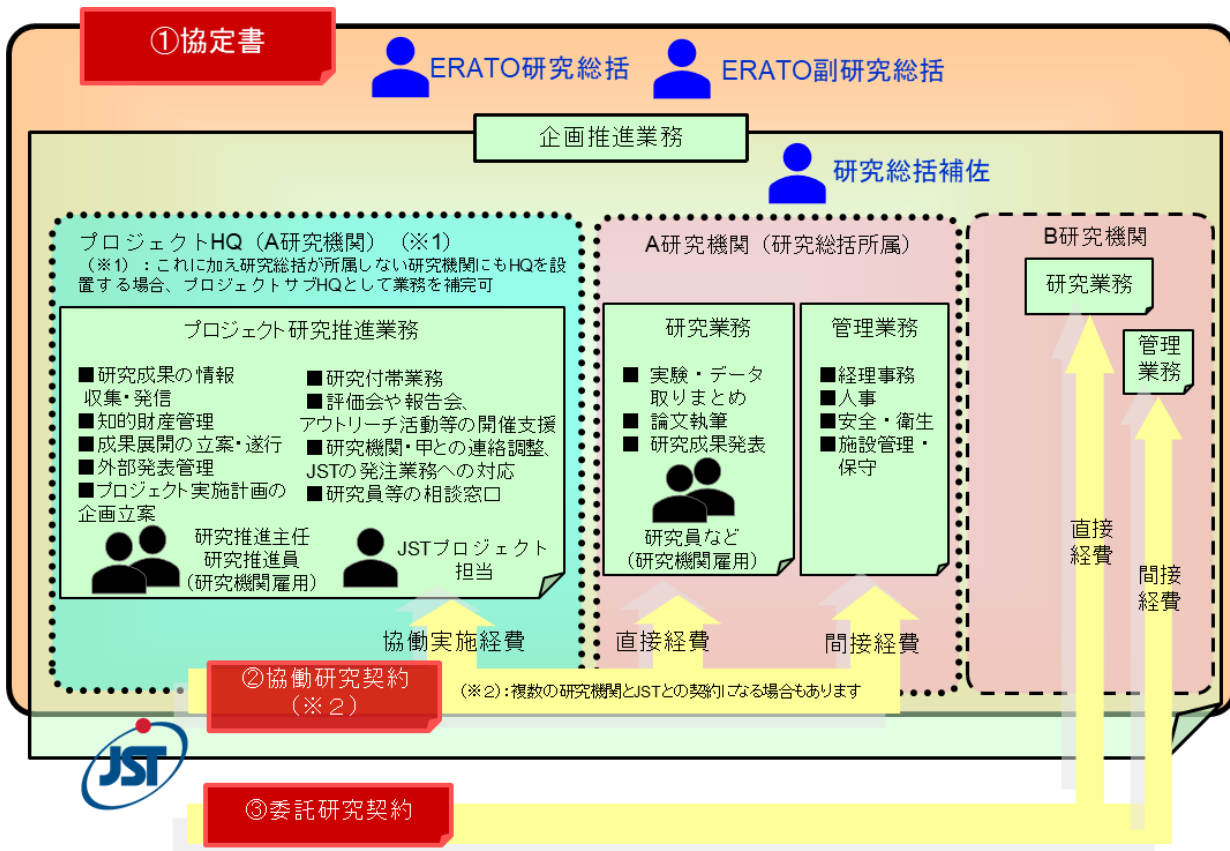
I. 「ERATO」について

1. 総括実施型研究（ERATO）の概要

戦略的創造研究推進事業（ERATO）は、1981年に発足した創造科学技術推進事業を前身とする歴史あるプログラムです。規模の大きな研究費をもとに既存の研究分野を超えた分野融合や新しいアプローチによって挑戦的な基礎研究を推進することで、今後の科学技術イノベーションの創出を先導する新しい科学技術の潮流の形成を促進し、戦略目標の達成に資することを目的としています。そのために、総責任者である研究総括は、独創的な構想に基づく研究領域（プロジェクト）を自らデザインし、3～4程度の異なる分野・機能からなる研究グループを様々な専門性やバックグラウンドを持つ研究者の結集により構成し、研究プロジェクトを指揮することで、新たな分野の開拓に取り組む点に特徴があります。

JSTでは、ERATOプロジェクトが作成し、JSTの承認を得た研究計画書を基に、研究総括が所属する研究機関（以下、研究機関という。）及び必要に応じて他の研究機関とともに協働してプロジェクトを設置・運営することをうたった「協定書」及び「協働研究契約」を締結し、研究機関とJSTで協働してプロジェクトの設置・運営を行います。

図1：ERATOプロジェクトの運営体制

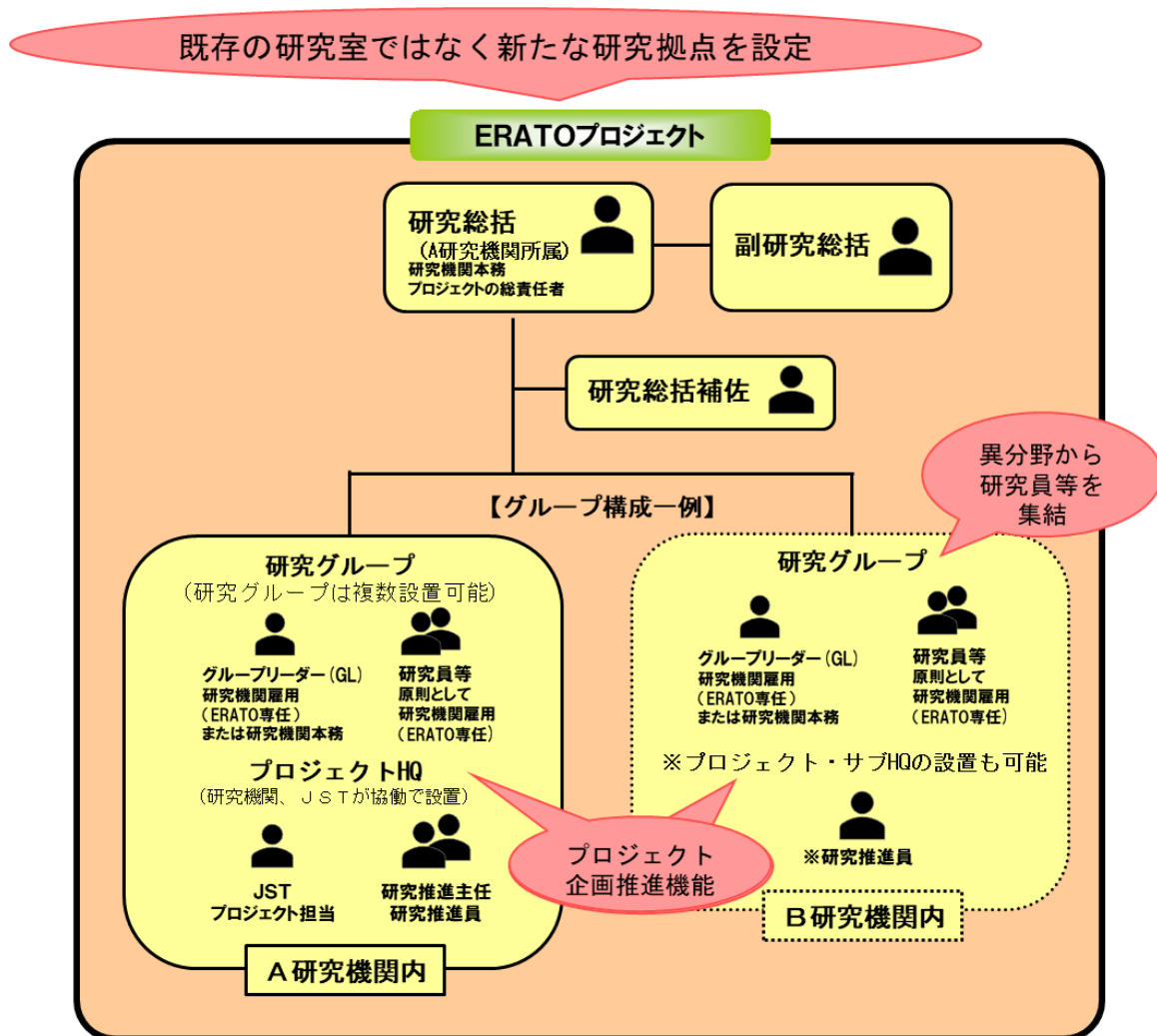


(※) 研究総括および研究総括補佐の業務内容は研究計画書に記載されます(2018年度以前発足のプロジェクトは委嘱契約も取り交わしています)。

2. 総括実施型研究（ERATO）の運営体制

研究総括所属機関では、協働研究契約に基づき、研究業務の他、プロジェクト研究推進業務、研究環境整備及び経理事務等の管理業務が行われます。JSTは研究総括所属機関のプロジェクト研究推進業務担当者と連携することで、プロジェクト・ヘッドクォーター（headquarters：HQ）の体制を構築します。また研究総括の所属先の研究機関だけでなく、必要に応じて他研究機関にプロジェクトの研究グループ・サブHQが設置される場合もあります。HQは、研究機関、及びJSTのプロジェクト担当者によって構成され、プロジェクトの運営で研究総括及び副研究総括の補佐を担う中心的な組織となります。プロジェクト研究実施の一環として、必要に応じて、研究総括所属先以外の研究機関において委託研究を実施する場合があります。ERATOにおける「委託研究契約」とは原則としてこの契約を指します（図1、2参照）。なお、産学官、海外等から幅広く研究に必要な人材が参画できるようにご協力ください。

図2：ERATOプロジェクトの運営体制、協働実施方式



独創的で挑戦的な研究課題に取り組むため、JSTと研究機関が相互に協力してネットワーク型研究所を組織する「協働実施方式」でプロジェクトを推進します。

3. ERATOの協定書及び契約書

(1) 協定書

プロジェクト発足に際して、研究実施拠点を設置する研究機関（通常、研究総括の所属研究機関）とJSTとが、プロジェクトの実施に関する基本的な枠組みを定める書類で、協働研究契約に先立って締結する書類です。

注) 研究総括の所属研究機関以外にJSTから協働実施経費を支払われる場合は、該当する研究機関を含め、全ての研究機関の連名により包括的に協定を締結することを原則とします。

(2) 協働研究契約書

研究開始にあたって、当該研究プロジェクトに関する研究機関とJSTとの約定を定めるものです。

(3) 委託研究契約

原則、研究総括、副研究総括所属先以外の研究機関において委託研究を実施する際に契約します。

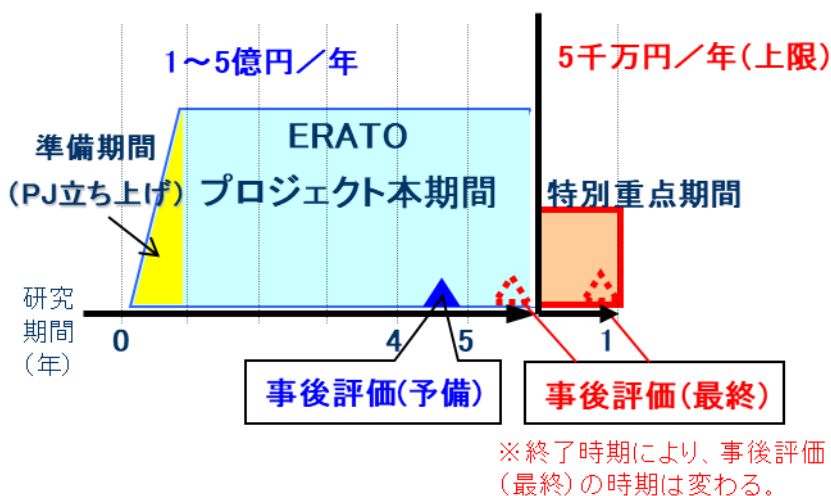
4. ERATO本期間終了後の扱いについて

(1) 特別重点期間※

ERATOは今後の科学技術イノベーションの創出を先導する新しい科学技術の潮流の形成を促進し、戦略目標の達成に資することを目的としており、研究期間中に得られた特定の成果の強化や加速も重要と考えております。そこで、約5年間の研究期間において、研究期間終了後にも優れた研究成果がさらに得られると期待され、かつERATO運営・評価委員会が特に認めるものについてのみ、ERATOプロジェクト期間の後に、特別重点期間を設けることができるようにしています。

※なおこの運用は、2015年度に発足したプロジェクトまでを対象としています。

特別重点期間では、それまでのERATOの研究期間において得られた、または得られつつある成果の最大化とともに、新たに創出した研究分野でイニシアチブを取り、確実に次なる成果展開へつなげることを目指します。特別重点期間はERATO本期間の終了後、原則として1年間の支援を行います。研究費の規模としては年間5千万円を上限とし、研究費の一部または全部を委託研究契約に基づいて研究機関に執行していただきます。



(2) 追加支援期間※

2016年度以降に発足したプロジェクトを対象(※)に、ERATO本期間終了後の扱いについては『特別重点期間』から『追加支援期間』に変更します。具体的な支援形態は、ERATO本期間が終了するにあたって、各プロジェクトにおける研究進捗やプロジェクト期間終了後の展開を鑑み、プロジェクトの状況にあわせ、かつERATO運営・評価委員会が特に認めるものについてのみ、ERATOプロジェクト期間の後に、追加支援期間を決定する。

※2015年度発足のプロジェクトについては移行期であることを考慮し、一部追加支援期間による支援対象とする。

■支援形態

①ノーコストエクステンション型(原則的支援)

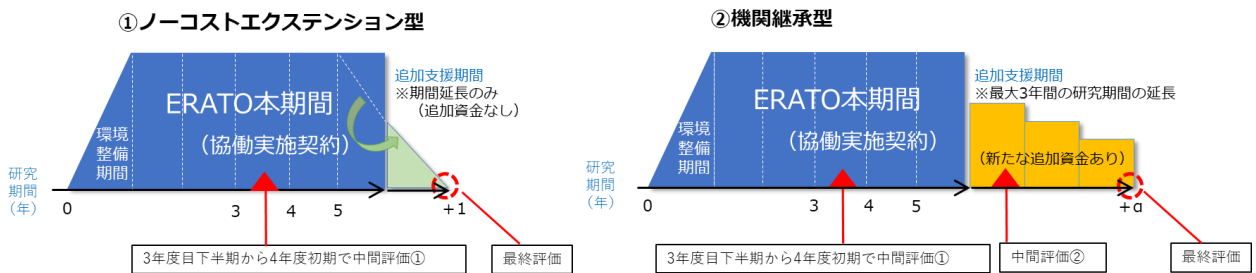
ERATO最終年度の契約期間を最大1年間で1回のみ延長することを可とする。

- 最大1年間の期間延長(追加での研究資金なし)
- 延長期間への繰越金額の上限枠として直接経費を5千万円、協働実施経費を1千万円まで認める

②機関継承型(例外的支援)

研究機関主導で当該プロジェクトへの積極的な支援(金銭的・人的支援など)が行われる場合に、JSTからも協働して新たに研究費等を追加支援し、ERATO最終年度の契約期間を最大で3年間延長することを可とする

- 最大3年間の期間延長(追加での研究資金あり)
- 直接経費で上限5千万円/年まで、協働実施経費で上限2千万円/年まで追加支援する



5. ERATO 研究員等の他業務への従事に関する運用

ERATO では、研究員等の他業務への従事形態として、以下 2 つの制度を運用しています。

【制度の比較】

	制度①：プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の実施	制度②：ERATO 人件費特例適用
機関	大学等	大学等、企業等
年齢	40 歳未満	制限なし
職位	ERATO プロジェクトの実施のために雇用される（＝直接経費あるいは協働実施経費で人件費の全部または一部を支出している）研究員・技術員・研究推進主任（研究推進員、学生は対象外）	
エフォート	ERATO に従事するエフォートの 20%を上限	
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 各研究機関の事務手続きに従う。 JST には研究計画書に記載の上、ヘッドクォーターを通じて JST プロジェクト担当に連絡 	JST が示す事務手続き（本紙 14 ページを参照）

(1) プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の実施
プロジェクトの実施のために雇用された若手研究者の自発的な研究活動やマネジメント能力向上に資する活動を可能とする制度です。

【対象者】

原則として以下の全てを満たす方です。

- ①JST と研究契約を締結している、民間企業を除く研究機関において、ERATO プロジェクトの実施のために雇用される者（＝直接経費あるいは協働実施経費で人件費の全部または一部を支出している）（研究員、技術員および研究推進主任（学生は除く））
- ②40 歳未満の者
 - ・各年度 4 月 1 日時点において「40 歳未満」の者とする。
 - ・同一の活動等が年度をまたがる場合、当該活動等の実施期間中に 40 歳になる場合であっても、「自発的な研究活動等の実施期間」または「雇用されているプロジェクトの実施期間」のうち、先に終了する方の期間中は、適用可能とする。
- ③研究活動を行うことを職務に含む者

【実施条件】

- ・「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和 2 年 4 月 10 日 JST 事務連絡）を踏まえ、各研究機関の実情等

に依りて、各研究機関においてあらかじめ規程等を定めた上での実施となります。

・原則として所属する研究機関が定める規定に基づき、手続きが必要です。

①若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること

②研究総括・副研究総括・研究担当者が当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、所属研究機関が認めること

③研究総括・副研究総括・研究担当者が当該プロジェクトの推進に支障がない範囲であると判断し、所属研究機関が認めること(当該プロジェクトに従事するエフォートの20%を上限とする)

例：ERATOのエフォートが60%の場合は、他業務のエフォートの上限は12% (60×0.2)

研究機関等の研究・教育業務や科研費等外部ファンドの実施にあたっては、研究計画書に当該業務の名称およびエフォートを記載し、JST プロジェクト担当にご連絡ください。また、変更があれば都度ご連絡ください。

(2) ERATO 人件費特例適用

JST と研究契約を締結している研究機関において、産学をまたぐ人材の流動性を確保しつつ、幅広い世代の研究者等のキャリアアップと多様なキャリアパスの確立を支援する制度です。

【対象者】

以下の全てを満たす方です。

・前述(1)「プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の実施」の要件を満たさない方(所属機関の事情等により、「プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の実施」にて手続きができなかった方も含む)

・ERATO プロジェクトの実施のために雇用される(=直接経費あるいは協働実施経費で人件費の全部または一部を支出している) 研究員・技術員・研究推進主任(研究推進員・学生は対象外)

【適用条件】

次の全ての条件を満たすことが必要です。

①研究機関等の研究・教育業務や科研費等外部ファンドの実施が、当該 ERATO 協働研究等の推進に支障がなく、当該 ERATO 協働研究等に資すると認められるもの(ERATO プロジェクトに従事するエフォートの20%を上限とする)

例：ERATOのエフォートが60%の場合は、他業務のエフォートの上限は12% (60×0.2)

②研究総括・副研究総括・研究担当者、当該研究員等が同意していること

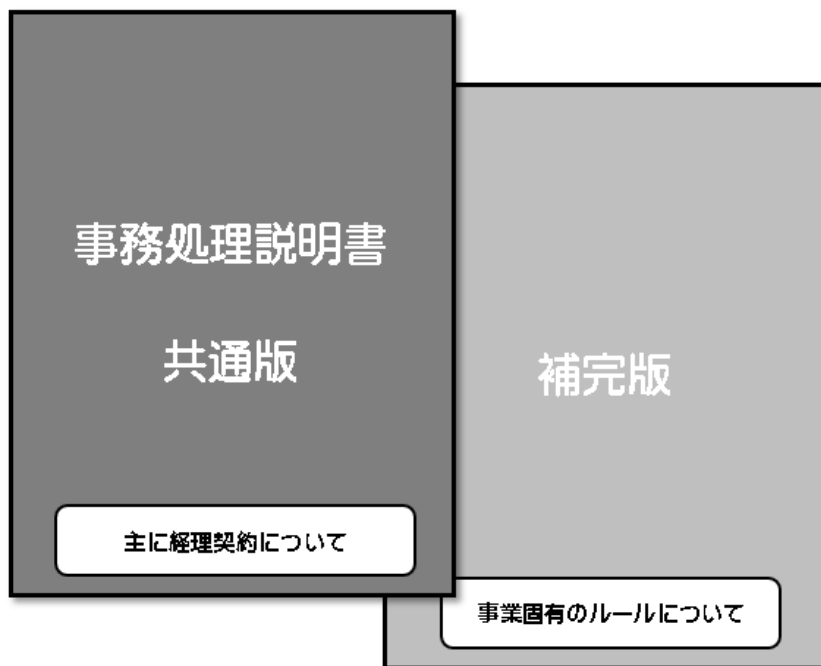
上記条件についてご確認のうえ、JSTプロジェクト担当者までご連絡ください。なお、研究機関等の研究教育業務や科研費等外部ファンドの実施にあたっては、研究計画書に当該業務の内容およびエフォートを記載してください。また、変更があればJSTプロジェクト担当にご連絡ください。

C. 事務処理説明書 共通版との違い

ここでは、「委託研究事務処理説明書 共通版」にかかわる内容で事業固有の取扱いを掲載します

委託研究事務処理説明書の見方

- 委託研究事務処理説明書は、経理契約等共通の事項を「共通版」に記載し、共通版との取扱いの違いや事業固有のルールがある場合は、それらを「補完版」に記載しています。
- 共通版のページ下段に、補完版がある事業名（略称）を並べたアイコンを置いています。アイコンの事業名（略称）の横には、ページ内のどこで差異が生じたか確認するための項番を記載しています。「補完版」をご覧になる際には、「共通版」に記載の差異箇所をあわせてご確認ください。
- 補完版がある事業は、共通版と補完版を合わせて「事務処理説明書」とします。
- 補完版と共通版の間で差異が生じる場合は、補完版の定めが優先されます。



○事務処理説明書 共通版 大学等

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2020/2020a301manua.pdf>

○事務処理説明書 共通版 企業等

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2020/2020c301manua.pdf>

なお、委託研究事務処理説明書「共通版」の手引きとして、本説明書のポイントを紹介した動画を配信しています。本説明書と合わせてご確認ください。幸いです。

○ 動画「委託研究契約の事務処理」

<https://www.jst.go.jp/contract/movie/index.html>

I. 事務処理説明書 共通版との違い

1. 総括実施型研究（ERATO）における用語の解説

共通版の記載内容	大学等： 5～7ページ	企業等： 5～7ページ
「2. 用語の解説」の表		

ERATO 協働研究と委託研究、特別重点期間においては、事務処理説明書 共通版における用語の解説に、本補完版に記載の「I. ERATOにおける用語」を追加いたします。各用語については、本補完版5～6ページをご参照ください。

2. 予算費目について

(1) 委託研究費の予算費目

共通版の記載内容	大学等： 23ページ	企業等： 23ページ
「5. 委託研究の予算費目」の表		

ERATO協働研究の研究費は、「直接経費」、「間接経費」および「協働実施経費」により構成されるため、上記の表に以下の「3) 協働実施経費」が追加になります。（下線部分）

なお、「協働実施経費」の取扱いは、本補完版の「(6) 知的財産権の出願・維持費用」および「II. その他、追加事項」に記載する事項を除き、執行に係る指針、証拠書類の管理及び物品管理等その他すべてについて、直接経費と同一（本補完版17～21ページに記載の追加事項も含む）とします。

1) 直接経費	本研究の実施に直接的に必要な経費であり、以下の4つの費目で構成
物品費	研究用設備・備品・試作品、ソフトウェア(既製品)、書籍購入費、研究用試薬・材料・消耗品等の購入費用
旅費	研究担当者及び研究計画書記載の研究参加者等に係る旅費、招へい者に係る旅費
人件費・謝金	本研究のために雇用する研究者等（研究担当者を除く）の人件費、人材派遣、講演依頼謝金等の経費
その他	上記の他、本研究を実施するための経費 例）研究成果発表費用（論文投稿料、論文別刷費用、HP作成費用等）、会議費、運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、外注費（ソフトウェア外注製作費、検査業務費等）、ソフトウェアライセンス使用料、不課税取引等に係る消費税相当額等
2) 間接経費	直接経費に対して一定比率で手当され、本研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費

3) 協働実施経費	プロジェクト研究推進業務に必要な人件費、旅費及び特許経費等の経費。予算費目は、直接経費と同様。
-----------	---

(2) 費目間流用について

共通版の記載内容	大学等： 24ページ	企業等： 24ページ
<p>(2) 直接経費の費目間流用</p> <p>本研究の目的に合致することを前提に以下の条件・手続きのもと、直接経費の費目間流用が可能です。なお、直接経費と間接経費との間の流用は認められませんので、ご注意ください。</p>		

ERATO協働研究においては、上記に留意事項として以下を追加します。

「直接経費」と「協働実施経費」の間の流用はできませんが、変更契約を締結することにより、JSTが承認した予算の範囲内で「直接経費」と「協働実施経費」の間の経費の振り替え（直接経費から協働実施経費への転用、またはその逆）を必要に応じて行うことが可能です。事前にJSTのプロジェクト担当者へ相談してください。

(3) 「物品費」の計上について

共通版の記載内容	大学等： 26ページ	企業等： 26ページ
<p>大学等</p> <p>(3) 「物品費」の計上</p> <p>研究設備・機器等については、既存の状況を勘案し、必要性・妥当性を十分に検討した上で、必要不可欠なもののみを調達してください。</p> <p>特に高額な機器等の調達を行う場合は、参考見積を入手するなどして市場価格の把握を行った上で、計画と実際の執行に大幅な金額の変動が生じないように十分留意してください。</p> <p>国立大学法人、独立行政法人等の政府関係機関は国際競争入札の対象となりますので、高額な物品等の調達は納期等に十分留意の上行ってください。</p>		
<p>企業等</p> <p>(3) 「物品費」の計上</p> <p>研究設備・機器等については、既存の状況を勘案し、必要性・妥当性を十分に検討した上で、必要不可欠なもののみを調達してください。</p> <p>特に高額な機器等の調達を行う場合は、参考見積を入手するなどして市場価格の把握を行った上で、計画と実際の執行に大幅な金額の変動が生じないように十分留意してください。</p>		

特別重点期間においては、上記の留意事項に以下を追加します。

合目的性の観点から研究用設備・備品等の購入は原則認められません。
 ご不明な場合はJSTのプロジェクト担当までお問い合わせください。

(4) 「人件費・謝金」の計上について

共通版の記載内容	大学等： 33ページ	企業等： 33ページ
<p>大学等</p> <p>(6) 「人件費・謝金」の計上</p> <p>① 雇用の基準</p> <p>雇用は研究機関が自ら行い、当該人件費・謝金を委託研究費に計上してください。 雇用契約にかかわる諸条件は各研究機関の規程に準拠します。</p> <p>② 直接経費での雇用対象</p> <p>本研究を実施するために直接必要な研究員・技術員・研究補助員等で、研究計画書に研究参加者としての登録がある者</p> <p>ただし、以下に該当する者の人件費は、直接経費に計上することができません。</p> <p>a. 研究担当者</p> <p>b. 国立大学法人、独立行政法人、学校法人等で運営費交付金や私学助成金等により国から人件費を措置されている者</p>		
<p>企業等</p> <p>(6) 「人件費・謝金」の計上</p> <p>① 雇用の基準</p> <p>雇用は研究機関が自ら行い、当該人件費・謝金を委託研究費に計上してください。 雇用契約にかかわる諸条件は各研究機関の規程に準拠します。</p> <p>② 直接経費での雇用対象</p> <p>本研究を実施するために直接必要な研究員・技術員・研究補助員等で、研究計画書に研究参加者としての登録がある者</p> <p>ただし、研究担当者の人件費は、直接経費に計上することができません。</p>		

ERATO協働研究、委託研究、特別重点期間、追加支援期間共通で、「人件費・謝金」の項目として、ERATO 研究員等の他業務への従事を追加します。詳細は「5. ERATO 研究員等の他業務への従事に関する運用」(13-14ページ)をご参照ください。

共通版の記載内容	大学等： 36ページ	企業等： 34ページ
<p>大学等</p> <p>(6)「人件費・謝金」の計上</p> <p>④雇用に関する留意事項</p> <p>雇用契約書・従事日誌等の雇用関係書類を整備し、本研究にかかる従事状況を適切に把握・管理してください。適切な人件費の執行を証明する証拠書類の整備状況やエフォート管理の実態について確認を求める場合があります。(収支簿の提出が省略される研究機関も含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究機関において定められている基準勤務時間内での研究実施を原則とし、超過勤務が必要となる場合であっても必要最小限となるよう留意してください。 ・人件費には各種手当、法定福利費を含むことができます。各種手当では、原則として扶養手当や住居手当等、健康保険の報酬月額算定に含まれるものを対象とします。祝金、見舞金、持ち株会奨励金等は認められません。 ・委託研究契約期間外の人件費は計上できません。 ・学生を雇用する際は、学業に支障をきたさないよう配慮してください。 		
<p>企業等</p> <p>(6)「人件費・謝金」の計上</p> <p>⑤雇用に関する留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究機関において定められている基準勤務時間内での研究実施を原則とし、超過勤務が必要となる場合であっても必要最小限となるよう留意してください。 ・人件費には各種手当、法定福利費を含むことができます。各種手当では、原則として扶養手当や住居手当等、健康保険の報酬月額算定に含まれるものを対象とします。祝金、見舞金、持ち株会奨励金等は認められません。 ・委託研究契約期間外の人件費は計上できません。 		

ERATO協働研究においては、上記の留意事項に以下を追加します。

雇用した人員について、研究機関における職位の他、以下に例示する名称をERATOプロジェクト名の冠を付して付与するものとし、名刺等において職位を記載する場合には両者を併記させるよう措置するよう努めてください。

例：

- ・プロジェクトの研究グループにおける研究の調整及び取りまとめ等の業務に従事する者：(グループ名) グループリーダー
- ・研究業務に従事する者(学生、大学院生を除く)：研究員
- ・研究業務に必要な技術的業務に従事する者：技術員
- ・研究業務に係る補助的業務に従事する者：研究補助員
- ・研究業務に従事する者であって学生、大学院生である者：リサーチアシスタント

- ・プロジェクト研究推進業務に従事する者：研究推進主任
- ・プロジェクト研究推進業務に係る補助的業務をする者：研究推進員

(5) 収支簿の作成について

共通版の記載内容	大学等： 44ページ	企業等： 43ページ
<p>8. 証拠書類の管理について</p> <p>(1) 作成・管理をしていただく経理等関係書類</p> <p>① 収支簿（経理様式2）</p> <p>直接経費の収支を明らかにするため、収支簿を作成し、予算費目毎に収支管理を行っていただく必要があります。</p> <p>収支簿は研究担当者別（委託研究契約単位）に明確に区分してください。</p>		

ERATO協働研究においては、上記に留意事項として以下を追加します。
 直接経費、協働実施経費の収支簿はそれぞれ別表になるよう作成してください。

(6) 知的財産権の出願・維持費用

共通版の記載内容	大学等： 48ページ	企業等： 46ページ
<p>9. 間接経費の執行</p> <p>(2) 間接経費の主な用途</p> <p>「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」【別添1】にて下表のとおり示されています。</p>		

協働実施経費には、本研究で得られた成果に係る知的財産権の出願・維持費用（特許関連経費等）も含まれます。ERATO協働研究においては、上記に限りません。協働実施経費の具体例として以下を追加します。

<協働実施経費における特許関連経費の具体例>

出願に関する費用、維持保全に関する費用、国際段階に関する費用、指定国移行に関する費用、審査に関する費用、優先権証明願（特許印紙代）、優先権主張に関する手数料、各種印紙代、公証、認証、委任状に関する費用、寄託に関する費用、方式補正・手続き補正・追完に関する費用、上申書提出に関する費用、譲渡・宣誓書・委任状に関する費用、現地代理人費用(各国特許庁費用)、現地代理人費用(代理人手数料)、現地代理人への指示費用、印書代・タイプ代、書類作成・調整費用、電子化手数料、特許庁への提出書類などの翻訳費用、及び消費税

II. その他、追加事項

1. 「協働実施経費」のその他の具体的な事例について

(1) 研究推進要員の人件費

研究推進業務に必要な人員（研究推進要員）に係る経費

研究推進要員は、研究機関所属の研究担当者（研究総括所属の研究機関では研究総括）の依頼に基づき、研究総括及び副研究総括、研究機関の合意のもとで、研究機関が雇用します。

（2） アウトリーチ活動に係る経費

HQ、サブHQが行う外部発表に係る管理経費、広報関連経費（シンポジウム経費、広報用パンフレット作成費用等）

（3） HQ、サブHQ 運営管理費

当該プロジェクトのHQ、サブHQ 運営管理に必要な経費（研究推進業務のために専ら使用される実施場所についての借上経費や光熱水料等）

研究機関は、必要性や借上経費の妥当性について適切にご判断の上、支出してください。なお、対象となる施設が研究機関所有の場合には、その使用料の算出にあたっては利用規則等の規程に従う等、算出根拠を合理的に説明し得る方法により行ってください。